

2024.11
相模原法人会
広報誌
No.252

はやぶさ

Hayabusa



ハイライト

令和7年度税制改正に関する提言

はやぶさ 2024年
11月号 No.252
INDEX

会活……………2
 法人会を支えるひと……………3
 有限会社松葉商店
 副店長 山崎和樹さん

ハイライト……………4
 令和7年度税制改正に関する提言

税務署からのお知らせ……………10

活動フラッシュ……………14

はやぶさ太郎の見てある記……………16
 有限会社小西豊店

相模原法人会からのお知らせ……………18
 女性部会 使用済み切手・未使用タオル寄贈

新会員紹介
 令和6年8月～9月

読者プレゼント……………19
 提供:小西豊店

【表紙】相模原の風景

『道志川の紅葉』

道志川のほとり、ひとときわ鮮やかな紅葉が目を引きます。今は静かな弁天橋の堰付近ですが、季節になるとキャンプや、上流で放流された鮎が飛び跳ねるのが見られます。ここぞと待ちかまえていた釣り天狗たちが釣り上げようと競っていました。

撮影地／緑区三ヶ木 撮影／松田廣司

会 活

法人会の活動予定

事業のお問い合わせは

相模原法人会事務局
(TEL.042-755-3027)まで

11 月



6日(水)	🍷	女性部会日帰り研修会	【日の出埠頭】
7日(木)			
8日(金)	🇯🇵	全国青年の集い・福井大会	【サンドーム福井】
9日(土)	🚌	中央南支部親睦旅行	【小江戸川越・弓削田醤油工場】
	👤	生活習慣病健診	【相模原市立産業会館】
13日(水)	📄	新設法人説明会	【相模原法人会館】
	👤	生活習慣病健診	【相模原市立産業会館】
14日(木)	🏆	納税表彰式	【けやき会館】
17日(日)	🍎	中央北支部りんご狩り	【臼田りんご園 佐々木農場】
21日(木)	📄	決算法人説明会	【相模原法人会館及びオンライン】
26日(火)	👥	理事会	【相模原法人会館】
27日(水)	👤	生活習慣病健診	【相模原市立産業会館】
28日(木)	⚖️	法律相談★	【相模原法人会館】
29日(金)	👤	生活習慣病健診	【相模原市立産業会館】

★印 ご案内・お申込書が同封されています。

12 月



3日(火)	👥	労務相談★	【相模原法人会館】
	👤	税務相談	【相模原法人会館】
12日(木)	📄	決算法人説明会	【相模原法人会館及びオンライン】
17日(火)	👤	夢を叶えるボディメイク研修会★	【相模原法人会館】

★印 ご案内・お申込書が同封されています。

※最新情報はHPをご確認下さい。

法人会を支える
ひと

藤野地区

● 有限会社 松葉商店 スーパーまつば 副店長

山崎

生まれ育った藤野のために、家業を進展

食品や生活雑貨が揃う「スーパーまつば」を運営している有限会社松葉商会。相模湖のすぐ近くという立地で、豊富な品揃えと細やかなサービスによって藤野地区の暮らし・レジャーを支えています。副店長を務める山崎和樹さんにお話を伺いました。

YAMAZAKI
KAZUKI

青果市場の営業経験を経て、家業を継承

子どもの頃は野球少年だったという山崎さん。高校生の頃、父・和彦さんが燃料販売や精米業が中心だった家業を拡大し、「スーパーまつば」をオープンしました。山崎さんもレジ打ちや配達を手伝い、創業期を支えました。

大学卒業後は都内の青果市場に就職し、農協などから預かった青果をスーパーや青果店へ卸す営業職に就きます。天候などによって価格・供給量の変動する青果を、毎日トラック何台分も捌く仕事はやりがいがありました。「がんばった分、売上が上がるので自分の性に合っていました」と山崎さん。若手のうちから大手顧客を任せられ、充実した日々を送ります。家族の体調不良を機に、家業を継いだのは30代半ばの頃。高校時代の経験も活かし、スムーズに事業を継承しています。

藤野地区を支える、便利なスーパー

新鮮食料品・雑貨のほか、灯油なども扱う「スーパーまつば」。近隣住民の生活を支えているほか、レ

ジャー施設やゴルフ場のイベント時に食材や燃料を配達したり、相模湖へ体験学習に来た子ども達にお弁当を届けたり、藤野地区に欠かせないお店です。

「地元の人と地元の商品を大切にすることを目指しています」と山崎さん。藤野の特産品であるゆず製品や地酒を店頭に並べています。最近は芸術家や自然派教育志向の移住者が増えているため、オーガニックコーナーも新設しました。「買い物できる場所があれば移住しやすい。店を続けることで地域の発展に貢献できれば」と意義を感じています。

都市部・山間部の双方で相模原を盛り上げたい

現在は法人会青年部会に所属する山崎さん。自宅から法人会会館まで1時間以上掛かりますが、ZOOMなどを利用して積極的に活動しています。「同じ相模原市でも、都市部と山間部では、商売やイベントの手法にそれぞれ特色があります。両方の長所を学べるのは市全域に支部を持つ法人会のメリットだと思うので、市全体を盛り上げて藤野地区の移住者や観光客を増やしていきたい」と意欲を語ってくれました。

和樹
さん

全国の440ある法人会の令和6年度分の税制改正をとりまとめ、9月19日の全法連理事会におきまして、「令和7年度税制改正に関する提言」が決議されました。この提言事項につきましては、その実現に向けて、地元の国会議員並びに地方自治体に対し、提言活動を実施します。

公益財団法人全国法人会総連合

《基本的な課題》

I 税・財政改革のあり方

新型コロナの世界的な流行が収束し、我が国における社会・経済活動もほぼ以前の状態に回復したと言える。

ただ、日本では100兆円規模とされる莫大なコロナ危機対応予算を計上したことで、国と地方を合わせた長期債務残高は、本年3月末で1,285兆円を突破した。こうした債務残高は国内総生産(GDP)の2.2倍にも達する水準である。コロナ禍前から我が国の財政状況は主要先進国の中で最も悪化していたが、今回のコロナ禍を経て、さらに債務残高が増加したことに十分留意する必要がある。

財政健全化は国家的な課題であり、日本経済の将来にわたる持続可能性を高めるためにも本格的な歳出・歳入の一体的改革を進めることが重要である。岸田文雄政権が本年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2024」(骨太の方針)によると、基礎的財政収支(プライマリーバランス=PB)を2025年度に黒字化を目指す方針が明記され、7月末に内閣府がまとめた財政収支の試算ではPBは25年度に黒字化を達成できるとの見通しを初めて示した。

ただ、この黒字達成は税収の大幅な増加を背景としており、大型の補正予算の編成やGX(グリーン・トランスフォーメーション)の対策費用を計上しないなど、特殊な前提を置いて試算したに過ぎない。黒字額の見通しも1兆円にも満たない水準であり、財政見通しは決して楽観できる情勢にはない。歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示する一方、歳入では税財政改革を通じた増収を目指すなど、実効性のある着実な取り組みを求める。

1. 財政健全化に向けて

日本銀行は本年3月、消費者物価の上昇などに対応してマイナス金利政策を解除し、17年ぶりに金利の引き上げに

踏み切った。さらに7月には追加利上げも実施した。財務省の試算によれば、今後も金利の上昇が続けば、一定の経済成長を果たしても将来的には税収増より国債の利払い費の方が増えることが想定されている。「金利のある世界」が現実に到来する中で、今後の金利上昇に備えて財政健全化が必要である。

我が国財政は金利の上昇に伴い、国債の利払い費の増加は免れない。そして国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の予期せぬ急上昇など金融市場に多大な影響を与え、安定的な経済成長を阻害することも懸念される。そうした事態を回避するため、政府と日銀は健全な関係を構築して金融市場の動向を慎重に見極めつつ、副作用を最小限に抑えるように細心の注意を払って政策運営に努めなければならない。

- (1) 本年6月から始まった定額減税は、その制度設計が複雑すぎたこともあり、企業や地方自治体に多大な事務負担を強いることになった。また、物価高対策としての効果については限定的との批判がある。マイナンバーを活用するなどして給付対象を限定し、より高い政策効果を目指すべきであった。与党内には物価高などを背景に来年も継続するように求める声もあるが、政策効果が不透明で企業の事務負担が重い減税は継続すべきではない。
- (2) こども・子育て政策(加速化プラン)として、2028年度までに年間3.6兆円の予算規模とする方針だが、この財源は社会保障の歳出改革や医療保険料に上乗せして徴収する「支援金制度」などで賅うとしている。岸田文雄政権は賃上げに加え、歳出改革で社会保障料負担を抑制することで「実質的な負担増はない」と説明している。だが、医療保険料への上乗せ負担は、現役世代への実質的な隠れ増税と言える。社会保障改革が想定通りに行われなければ、財源は国債頼みとなりかねない。政府は負担の議論から逃げず、消費税を含めた安定的な財源確保策を検討し、持続可能な社会保障制度の確立と財政健全化の両立を目指すべきである。

(3)防衛力の抜本強化では防衛費を2027年度までの5年間で総額43兆円とすることを決定したが、大半が「歳出改革」や「決算剰余金の活用」により捻出することとしており、財源としての安定性を欠いている。日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増す中で、防衛費の増額は必要な政策であるだけに、安定的な財源の確保が欠かせない。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

高齢者人口がピークを迎える2040年の社会保障給付費は、22年よりも4割以上増えて190兆円に達すると試算されている。また、来年には団塊の世代すべてが後期高齢者となることから、医療と介護の給付費の急増が見込まれる。こうした中で持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付の重点化・効率化」によって可能な限り社会保障費を抑制する必要がある。

社会保障のあり方をめぐっては、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を適正に見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

特に中小企業は物価高騰に直面する中で、最低賃金の大幅な引き上げや物価上昇を上回る賃上げが求められており、厳しい経営を強いられている。さらに本年10月からは厚生年金の適用対象が拡大(従業員数51人以上)される。企業に対する過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は、就労調整が行われる一つの要因であり、人手不足に直面する中小企業にとって重要なテーマである。また、「年収の壁」への対応策として、政府が助成金制度等を講じたことで一定の効果はあると思われるが、あくまでも一時的な措置であり、抜本的な対策とはならない。女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障の問題を一括して議論する必要がある。

(1)公的年金については年金財政の検証結果を踏まえ、年金制度の見直しについて検討が進んでいる。これまでも年金の受給開始年齢の繰り上げや繰り下げの選択肢が拡大されてきており、公的年金制度の持続可能性を高めるために「マクロ経済スライドの厳格対応」や「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」などの検討が求められる。

(2)医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革に取り組む必要がある。給付の急増を抑制するためには診療報酬(本体)の配分等を見直すことも重要である。さらに「ジェネリック(後発薬)の使用割合を全ての都道府県で80%以上」に加え「ジェネリックの金額シェア65%以上」とする政府の新たな目標が定められたが、その達成のためにはジェネリックの安定した供給体制を確立することも肝要である。

(3)少子化対策では児童手当が大幅に拡充されたほか、所得制限も完全撤廃された。だが、富裕層にまで支給対象を広げる政府方針については、出生率の向上につながるか疑問があるほか、公平性確保の点からみて極めて問題である。本来は現金給付よりも保育所や学童保育等の整備、保育士等の待遇を改善するなどの現物給付に重点を置くべきであり、国及び地方自治体が財政・行政面で総合的な施策を講じるべきである。

(4)介護保険については高齢化の進展に伴い、制度の持続可能性を高めるために真に介護が必要な者を見極めるほか、医療と同様に公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。

また、生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに不正受給の防止に向けた一段の厳格化が欠かせない。

3. 行政改革の徹底等

今般の政治資金をめぐる問題については、多くの国会議員が法的な責任を免れるなど、国民の納税意欲を著しく阻害するものとなった。国民の政治に対する不信感は極度に高まっていると厳しく認識し、政治資金規正法の不断の見直しなどに取り組み、政治資金に関する透明性の向上や適正化、罰則の厳格化を図るべきである。

また、水膨れが指摘される国の基金に基づく事業をめぐる問題は、企業などに対する補助金の支払いを終えているのに管理費だけをその後も継続して支出していた基金など、15の事業を廃止する方針が固まった。これに加え、使う見込みがない5,400億円余りを国庫返納することも決まった。存続させる基金については数値目標を早急に設定し、国から基金に拠出する年限も設けることなどで、基金の政策効果等を常に検証し、今後も運用の適正化を図るべきである。

さらに財政投融资(財投)を活用した官民ファンドについても、多額の損失を計上する事例が相次いでいる。出資者

である財務省は、ファンドからの財政報告を定期的に受け、組織や運営体制などに対する見直しを求める権限を持つべきである。それでも改善が図られなければ、株主総会で経営体制の刷新を促すなど規律重視の運営に改めるべきである。

こうした行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会自らが「まず隗より始めよ」の精神に基づき、率先して身を削らなければならない。

以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。また、調査研究広報滞在費や政務活動費等の適正化と使途の透明化。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の効率的な要員確保と能力を重視した賃金体系などによる人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) PDCAサイクルを確立することにより、各省庁による事業のチェックを継続的に実施する。また、民間活力を積極的に導入し、民需主導の自律的な経済成長を促す。

4. マイナンバー制度について

デジタル化時代の社会インフラであるマイナンバーカードの交付率は約81%(令和6年8月現在)に達したが、国民や事業者がマイナンバー制度を正しく理解し、積極的に活用しているとは言いがたい。マイナンバーカードの健康保険証としての利用が開始され、健康保険証(新規交付・再交付)は令和6年12月2日に廃止されることとなったものの、令和6年6月現在の利用実績は9.9%にとどまるなど、その利用はまだ低調である。令和6年度末には運転免許証との一体化も予定されている。こうした中で政府は引き続きマイナンバー制度の意義とともに、行政事務のコストカットに資する等、その効果を具体的に明示するなどしてマイナンバーの利用拡大を促す必要がある。

国民の利用が広がらない背景には、マイナンバーカードを通じた個人情報の漏洩に強い懸念を持っていると認識すべきである。昨年にはマイナンバーカードを使ってコンビニエンスストアで各種証明書を発行するサービスをめぐり、他人名義の証明書が誤って交付されるなどの深刻なトラブルが頻発した。政府はそうした事態を厳しく反省し、誤交付などを徹底的に防止する総合的な対策を講じる必要がある。そのうえで第三者による悪用を防ぐためのプライバ

シー保護などに努め、制度の適切な運用が担保される環境を構築することで国民の不安を払拭し、信頼の回復に努めなければならない。

マイナンバーカードの利便性を高めるためには、各種行政サービスの手続きをワンストップ化することが重要である。e-TaxやeLTAXを利用した場合の申告納税手続きの簡素化や各種手当等の申請手続きを簡略化すれば、一段のカード普及にもつながろう。国・地方で具体的な検討を進めるべきである。

社会保障と税、災害対策となっていた利用範囲はマイナンバー法等の改正によって一部拡大されたが、これをどこまで広げるかは今後の重要な課題と言える。

5. 今後の税制改革のあり方

今後の税制改革に当たっては、①経済の持続的成長と雇用の創出②少子高齢化や人口減少社会の急進展③デジタル化や働き方の多様化④グローバル競争とそれがもたらす所得格差など、経済社会の大きな構造変化⑤国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等との国際的整合性——などにどう対応するかという視点等を踏まえ、税制全体を抜本的に見直していくことが重要である。

II 経済活性化と中小企業対策

我が国経済を支える中小企業の景況感は、新型コロナウイルス禍の打撃からほぼ脱し、改善に向かっている。一方で全国的に中小企業の人手不足が深刻化しており、海外の資源高や円安進行を背景にした物価の上昇も加わり、中小企業経営をめぐる先行き不透明感は強まっている。とくに優秀な人材を確保するためにも着実な賃上げや最低賃金の大幅引き上げが迫られる中で、賃上げ原資を生み出すために原材料費や光熱費など、上昇するコストの適正な価格転嫁が大きな課題となっている。円滑な価格転嫁や下請けいじめの排除に向け、中小企業庁や公正取引委員会などによる取引監視体制の強化が求められる。必要に応じて下請法の改正など、実効性のある取り組みを進めなければならない。

こうした中で取引先の中小・零細企業に対し、不合理な値下げ交渉や買い叩きをしないと対外的に約束する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みは注目に値する。これに署名した大手企業などは、賃上げ時に法人税の負担を軽く

するための税制優遇や補助金で加点措置の恩恵を受けられる仕組みである。すでに大手・中堅企業を中心に中小企業等を含めて5万社以上が参加しており、官民を挙げて中小企業による適正な価格転嫁を促す取り組みとして推進したい。価格転嫁をめぐるのは従来の原材料費や光熱費だけでなく、今後は賃上げなどによる労務費の増加分も含めるように産業界全体で認識を共有すべきである。

人手不足や継続的な賃上げなど中小企業の構造的な課題を解決するには、中小企業自らの経営改革も重要になる。そのためには生産性の向上や付加価値の創出に向け、力強い政策的な支援が欠かせない。また、中小企業経営者の高齢化が指摘されている中で、企業の存続とサプライチェーン(部品の供給網)を維持するため、それぞれの中小企業の事情に応じた事業承継の推進が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、日本経済の礎でもある。とくに中小・零細企業は企業全体の9割以上、国内雇用の7割を占めている。そうした企業が将来にわたって存在感を発揮するためには、中小企業の活性化が不可欠である。地方創生の観点からも政府と自治体が緊密に連携しながら、地域の中小企業に元気を与えるような税制措置を強く求める。

(1) 法人税率について

近年、大法人に適用される法人税率を引き上げる動きがあるが、経済情勢等に鑑み、慎重に検討すること。

(2) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げること。なお、直ちに本則化することが困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

また、上記(1)に関連して、中小法人に適用される軽減税率まで引き上がることはないよう配慮すること。

(3) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、その政策目的を達したものは廃止を含め整理合理化を行う必要がある。ただし、中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、以下の通りに制度を拡充したうえで本則化すること。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充

したうえで、「中古設備」を含めることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和7年3月末日となっている適用期限を延長すること。

- ② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とすること。

(4) 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末(賦課期日)が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

なお、「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等、令和7年3月末日が適用期限となっている中小企業等の設備投資を支援する措置については、適用期限を延長すること。

(5) 中小企業の事務負担軽減

近年、インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。また、今般の定額減税についても、給与所得者に対する減税事務は事業者委ねられており、さらに急遽、減税額を給与明細に明記することが義務化された。

人手不足が深刻化する中において、こうした事務負担の増大はとくに経営基盤が決して強靱ではない中小企業にとって重い負担となっていることを認識する必要がある。また、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進につながるような特段の支援が欠かせない。

2. 事業承継税制の拡充

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって円滑な事業の承継ができなくなれば、経済・社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的

な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

なお、本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、(2)取引相場のない株式の評価、(3)相続税、贈与税の納税猶予制度について見直すこと。

(2)取引相場のない株式の評価の見直し

取引相場のない株式の評価については、企業規模や業種によって多様であるが、企業価値を高めるほど株価が上昇し、税負担が増大する可能性があるなど、円滑な事業承継を阻害していることが指摘されている。取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直すことを求める。

なお、見直されるまでの間は、平成14年度に創設(平成16年度に改正)された「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」を参考に株式の評価額を減額する措置を講じること。

(3)相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

平成30年度税制改正では、中小企業の代替わりを促進するため、10年間の特例措置として同制度の拡充が行われたが、特例承継計画の提出件数が伸び悩んでいる。また、特例承継計画を提出しているものの、まだ事業承継を行っていない企業もある。政府は、制度の検証を行う必要がある。

なお、令和6年度税制改正では、特例承継計画の提出期限が令和8年3月末日まで2年間延長されたが、制度の適用期限(令和9年12月末日)は延長されなかった。贈与税の納税猶予制度の後継者要件として、「贈与の直前において3年以上役員であること」が挙げられていることから、余裕を持った事業承継を行えるよう、特例措置の適用期限を3年程度延長すべきである。あわせて、事業承継がより円滑に実施できるよう以下の措置を求める。

- ①猶予制度ではなく免除制度に改める。
- ②平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。
- ③制度の認知度が低いことから、国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた支援措置の周知徹底に努める。

3. 消費税への対応

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。うえ、税制の簡素化、税務執行コスト及び税込確保などの観点から問題が多い。このため、法人会としてはかねてより単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であると指摘してきた。

また、インボイス制度についても、事業者の事務負担が増加したり、免税事業者が取引から排除されたりするなどの理由によって休廃業に追い込まれることのないよう、「区分記載請求書等保存方式」を当面維持する等、弾力的に対応することを求めてきた。

政府は軽減税率制度とインボイス制度について、国民や事業者への影響のほか、低所得者対策の効果等を検証する必要がある。問題があれば制度の是非を含めてその見直しを求める。

- (1)インボイス制度は導入されたが、国は、引き続き、事業者者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行う際、取引価格の引き下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。
- (2)消費税の滞納防止は税率の引き上げやインボイス制度の導入に伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

Ⅲ

地方のあり方

国立社会保障・人口問題研究所がまとめた「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」によると、2050年の総人口が2020年の半数未満となる市区町村が約20%に達するという。また、民間有識者でつくる「人口戦略会議」は、地域や人口規模によって、出生率の向上という「自然減対策」、人口流出の是正といった「社会減対策」が重要であることを指摘している。

日本が人口減少社会に突入する中では国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の一段の効率化を図る必要がある。とくに東京一極集中を是正するには、地方の活性化

が重要な課題である。地方自身がそれぞれの特色や強みを生かした活性化戦略を構築し、民間の知恵と工夫で新たな地場技術やビジネス手法を開発しなければ、真の活性化にはつながらない。

- (1) 地方創生は、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。そうした中で中小企業の事業承継は、地方創生戦略との関係からも極めて重要だと認識すべきである。
- (2) 広域行政による効率化について検討すべきである。基礎自治体(人口30万人程度)のさらなる拡充を図り、財政基盤の強化につなげる必要がある。
- (3) ふるさと納税は、その返礼品として地域産品を提供することで、地域振興を促す面がある。だが、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に寄付の形で納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが求められる。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付先の地域のために活用されるように過度な返礼品競争を排し、事務手数料のあり方等を含めて制度設計を見直す必要がある。

IV

震災復興等

政府は東日本大震災からの復興について、令和3年度から7年度までの5年間を「第2期復興・創生期間」と位置付け、復興の円滑かつ着実な遂行に期することとしている。そのためには、これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保などに対し実効性ある措置を講じるよう求める。

また、本年1月には能登半島地震が発生するなど、近年、強い地震や台風などの大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。

V

その他

1. 納税環境の整備

行財政改革の推進と納税者の利便性向上や事務負担の軽減を図るため、国税と課税の基準を同じくする法人の道府県民税、市町村民税、法人事業税の申告納税手続きについて、地方消費税の執行と同様に、一層の合理化を図るべきである。

2. 環境問題への対応

政府は2050年までに温室効果ガスの排出を実質的にゼロにする「カーボンニュートラルの実現」を目指しており、その中間に位置する2030年に温室効果ガスの排出量を「46%削減(13年度比)する」との目標を国際公約として打ち出している。

令和5年5月にGX推進法が成立し、「GX経済移行債」を発行して脱炭素に向けた民間投資を進めるとともに、その償還財源として二酸化炭素の排出量に応じて企業に負担を求める「カーボンプライシング」が導入された。

地球温暖化対策は先進国や途上国を含めて重要な課題であるが、その費用負担も冷静に見極める必要がある。政府はカーボンプライシング導入の政策効果や、家庭や企業におけるエネルギー価格の負担のあり方等について今後、継続的に検証する必要がある。

3. 租税教育の充実

税は国や地方が国民に供与する公共サービスの対価であり、国民全体で等しく負担する義務がある。また、税の適正な納付はもちろんのこと、その用途についても厳しく監視することが極めて重要である。しかしながら、税の意義や税が果たす役割を必ずしも国民が十分に理解しているとは言えない。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。



国税の

キャッシュレス納付方法

ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)

e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落しにより納付する方法

利用方法

- ① ダイレクト納付利用届出書を提出
- ② e-Taxで申告等データの送信+自動ダイレクトで納付手続完了!
- ③ (自動ダイレクト利用なしの場合)送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続



インターネットバンキング等による電子納税

インターネットバンキング口座やATMから納付する方法

利用方法

- ① e-Taxで申告等データの送信
- ② 送信後に届く「納付区分番号通知」から納付手続→普段利用している金融機関サイトを經由して納付完了!

振替納税(個人の方のみ)

事前に届出をした預貯金口座から、
国税庁が指定する振替日に自動で口座引落しにより納付する方法



詳細は国税庁ホームページ
「国税の納付手続」へ

クレジットカード納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税クレジットカードお支払サイト」を經由し、クレジットカードを使用して納付する方法

スマホアプリ納付

e-Taxで申告等データを送信した後などに、専用サイト「国税スマートフォン決済専用サイト」を經由し、「○○Pay」といったスマホ決済アプリを使用して納付する方法



国税の
ダイレクト納付が
さらに便利に

自動ダイレクト

自動ダイレクトとは

e-Taxの申告等データを送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信すると、申告等データの送信と併せてダイレクト納付の手続きをすることができる機能です。

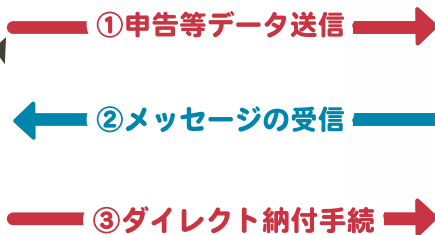
※令和6年4月からe-Taxでご利用いただけるほか、民間のソフトウェア開発事業者が提供する各種会計ソフトにも順次対応を依頼しています。

こんな方に
おすすめ!

源泉所得税を毎月納付する方など
納付の機会が多い方



ダイレクト納付利用の場合



自動ダイレクトを利用すると...

① 申告等データ送信
+
ダイレクト納付手続



POINT!

自動ダイレクトを利用すると、口座引落日は各申告手続の法定納期限になります。

※法定納期限当日に自動ダイレクトの手続をした場合は、その翌取引日。

申告等データ送信画面でチェックを入れるだけで簡単納付♪

個人番号又は法人番号	個人番号又は法人番号の入力が正確な状態です。
提出先住所番号	提出先住所
法人番号	なし
提出年月日	令和6年5月27日

自動ダイレクト

本申告は自動ダイレクトの対象です。自動ダイレクトとは、
設置等により法定納期限が延長されている場合は、口座引落日等についてはこちらを必ずご確認ください。

私(当社)は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落しにより納付します

申告と納付手続が同時に完了!!



詳細は国税庁ホームページ「自動ダイレクト」をご覧ください。



自動ダイレクトの利用方法は「ダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)マニュアル」をご覧ください。



相模原税務署用紙コーナーの終了について

平素より税務行政に御理解・御協力いただきましてありがとうございます。

国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」の実現を目指して、税務行政におけるデジタル・トランスフォーメーション（DX）を推進しております。

その一環として、相模原税務署 1 階ロビーにございます確定申告書・届出書等の用紙コーナーは、令和 6 年 10 月 31 日をもって終了いたします。令和 6 年 11 月 1 日以降、各税目の確定申告用紙や届出書の用紙等が必要な方におかれましては、原則として国税庁ホームページよりダウンロードしていただく形で御対応いただきますようお願い申し上げます（次頁に掲載している QR コードを御活用下さい）。

なお、令和 6 年分の年末調整関係用紙（※）及び令和 6 年分の所得税確定申告書用紙については、昨年と同様に用紙コーナーを設置する予定となっております（令和 7 年分以降については設置しない予定です）。

皆様方には御不便をおかけいたしますが、御理解・御協力のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

※年末調整については、事業者・従業員双方の負担軽減が期待できることから、一連の手続の電子化を推奨しております。また、国税庁ホームページ内の特集ページにおいて、電子化の導入方法に関するパンフレットを掲載しているほか、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」を無償で取得することができます。

年末調整がよくわかるページ



年末調整

電子化で業務効率化



「給与所得の源泉徴収票」のオンライン提出や、ダイレクト納付による源泉所得税の納付（前頁参照）についても、併せて御検討下さい。



各種届出書・申請書の様式をお求めの方へ

- ◆ 手続に必要な届出書・申請書は、国税庁ホームページからダウンロードすることができます。
- ◆ スマートフォンで、以下のQRコードを読み取り、各種税務手続の案内ページの[申請書様式・記載要領]からダウンロードし、ご自宅等で印刷してご利用ください。

法人税・消費税関係

①

- ◆ 法人税の申告書
- ◆ 各種届出書・申請書



②

- ◆ 消費税の申告書
- ◆ 消費税の各種届出書・申請書
- ◆ インボイス登録に係る各種届出書・申請書



源泉所得税・法定調書関係

③

- ◆ 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書



④

- ◆ 源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書



⑤

- ◆ 年末調整関係(源泉徴収簿・扶養控除等申告書など)



⑥

- ◆ 給与所得の源泉徴収票
- ◆ 各種支払調書



申告所得税関係

⑦

- ◆ 所得税の申告書
- ◆ 収支内訳書・青色申告決算書
- ◆ 住宅借入金等特別控除関係



⑧

- ◆ 個人事業の開業・廃業等届出書



その他、税に関する情報については、国税庁ホームページをご覧ください。



※「QRコード」は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

活動フラッシュ

2024/8月～10月

8/29(木)
青年部会

租税教室

内容／市内の小学6年生を対象に租税教室を行いました。
テーマ／「税金は何のためにあるのか?」
税金はどうして必要なのか?」
場所／向陽小学校



9/2(月)
女性部会

税務研修会及び健康シンポジウム

内容／税務研修会「税金のHotな話題」
講師：相模原税務署 担当官
健康シンポジウム
①「かみ砕いたお口の話」
講師：樋口歯科クリニック院長 樋口一敏氏
②「腸活のための運動」
講師：(有)エヴァージョイ代表取締役 安元安紀子氏
③「快適排尿・排便生活は、老化防止生活!」
講師：日本コンチネンクス協会名誉会長 西村かおる氏
場所／相模原法人会館



9/5(木)
組織委員会・
厚生委員会

会員増強決起大会及び 福利厚生制度推進連絡協議会

内容／会員増強の現況報告・決意表明
福利厚生制度について
場所／相模原法人会館



9/7(土)
麻溝地区

駅の花植え

内容／駅の花植え替え
場所／JR相模線 原当麻駅、下溝駅



9/15(日)
大野中支部

よさこい祭り会員拡大交流会

内容／法人会PR、会員拡大バーベキュー交流会
場所／古淵駅前通り



9/17(火)
税制委員会・
青年部会

税制委員会・青年部会合同講演会

内容／日本政府のウソを暴け!
～情報社会でホントの経済情報を見抜くには～
講師／経済アナリスト 森永康平氏
場所／相模原市立産業会館



9/29(日)
大野南支部

東林ふるさとまつりへの参画

内容／射的、ポップコーン等販売
場所／東林小学校



● 税に関する事業 ● 企業の発展に資する事業
● 社会貢献事業 ● 会員交流事業



10/3(木)
全国法人会
総連合

全国大会 鹿児島大会

内容／税制改正提言の報告及び
租税教育活動の事例発表
場所／城山ホテル



10/6(日)
大野南支部

さかがわクリーンアップ作戦

内容／地域の清掃活動
場所／親水広場



10/6(日)
相模台支部

おださがロードフェスタ

内容／税金クイズ、1億円の重さ体験、粗品の配布等
場所／小田急相模原駅北口周辺



10/11(金)
中央北支部

地域美化運動

内容／中央北支部地域のゴミ拾い
場所／矢部地域とその周辺



10/13(日)
上溝支部

役員研修旅行

内容／首都圏外郭放水路見学、小江戸川越散策
場所／埼玉県近郊



10/20(日)
津久井地区

津久井やまびこ祭りへの参画

内容／税金クイズ等
場所／中野中学校校庭及び周辺



10/20(日)
上溝支部

麻溝ふるさとまつりへの参画

内容／駄菓子、玉こんにゃく、かき氷の販売
場所／麻溝小学校



10/20(日)
中央南支部

星が丘ふれあいフェスティバルへの参画

内容／税金クイズ、1億円の重さ体験
場所／星が丘小学校



こにし よしのり
 小西 義則 さん
 代表取締役。父で先代の威夫（たけお）さんの跡を継承。実
 歴35年の経験で培った畳に
 関する豊富な知識・技術で丁
 寧・正確な作業を提供。趣味
 は車。愛車のハイエースにた
 くさんの荷物を詰め込んで
 日々の仕事をこなす。



有限会社小西畳店

今、人気の「置き畳和紙表」

誠実に働く姿勢で畳の魅力を伝えたい

interview ● …太郎 ● …小西 義則さん

緑区大島県道48号線沿いの住宅街の中にある小西畳店を訪ね、社長の小西義則さんにお話を伺いました。

- 畳用の機械が並び、いぐさの香りに包まれた職場ですね、かぐわしいです。
- ワラを固めた畳床に、熊本産のいぐさの畳表を貼った従来の畳はもちろん扱っていますが、最近では木材を再利用して固めた畳床に、和紙を加工した畳表を貼る「置き畳和紙表」というエコ素材の畳も人気です。
- 和紙の畳ですか、風情がありますね。いぐさとの違いはどんなところでしょうか？
- 湿気に強いのでカビやダニの発生を抑えられ、いぐさの畳表に比べて耐久性が高いです。また、日焼けしにくく、樹脂コーティングされた畳表なので汚れてもお手入れが簡単です。
- ペットが粗相をしても掃除が簡単ですね。貴店の畳ならではの特長はありますか？
- 畳床と畳表の間に、ミラーマットという撥水性、防湿性に優れた特殊な資材を挟むことで、よりクッション性のある畳にしています。メーカーさんと私との間で生まれたアイデアです。
- 快適に寝転べますね。おむつ替え
- も楽で、ベッドからの転落の心配もなく、子育て世代にもいいですね。
- 赤ちゃんにも大人にも、畳の間はゆっくり自由に寝転べる癒しのスペースであってほしいです。カラーバリエーションは約40種類あります。
- 洋室や、他のどんな部屋の雰囲気にも合わせられますね。ところでホームページを拝見したところ、畳に関する資格をお持ちとのことですが？
- 厚生労働省認定1級畳製作技能士、神奈川県認定青年優秀技能士、職業訓練指導員の資格を持っています。



いぐさの香りに包まれる作業場。畳の切断や縫着などに用いる畳製造機械が並ぶ。へりに使われる畳縁の布が煌びやか。



いぐさの代わりに和紙を細長くより合わせ編み込んで作る和紙畳。耐久性が高く色褪せしにくい。ダニやカビが発生しづらく撥水性に優れているため汚れの手入れが簡単。デザインやカラーバリエーションが豊富で、様々な雰囲気部屋の使える。



畳が一枚一枚手作りだった頃、畳職人によって使われた道具の数々。畳製造が機械化され大幅に作業スピードがアップした今では減多に使われなくなったが、畳の歴史を物語る貴重な品々

- 畳の「匠」として、テレビ番組の大改装!! 劇的ビフォーアフターへのご出演もされたそうですね。
- スペシャル版で放映していただきました。とある稽古場のリフォーム工事で畳70枚を回収して中身を崩して再生し、また敷き詰めました。再利用でどれだけ美しく見せられるかを重視しました。
- 放映後、何か反響はありましたか?
- おかげさまでお問い合わせが増えて、仕事にも繋がりました。
- 貴店の畳の魅力や実績が広く伝わりましたね。話は変わりますが地域とのかかわりはいかがですか?

- 店の前が小学生の通学路で、お子さんが興味を持ってきているようです。学校の職場体験でうちを選んで来てくれる子がいます。小さな畳づくりのセットを準備して迎えていますが、いろいろな質問もよく受けます。遊びに来てくれた子もいました。後日お母さんがお礼を言いに来てくださり、お仕事をいただいたこともありました。
- 次世代へ畳の魅力が伝わってきますね。それは小西さんが大切にしていられることかと存じますが、他に何か大事にしている心がけなどはありますか?
- お客様に、畳のある生活でくつろいでほしいんです。そのためにどうしたら喜ばれるか、お客様に選んでいただけるか、日々研究しています。
- その活力の源は何ですか?
- 仕事が上手くいった時と、その時のお客様の笑顔です。
- 真面目に丁寧に仕事する小西さん。言葉よりも態度で示す仕事ぶりが地域の信頼を得ています。誠実で優しいお人柄も伝わってきました。貴重なお話をありがとうございました。

- 所在地 / 神奈川県相模原市緑区大島2689-11
- 電話 / 042-761-8242 ● 営業時間 / 8:00~18:00
- 定休日 / 日曜定休



女性部会

社会貢献事業活動にご協力お願いします。

女性部会では、使用済切手・未使用タオルの
寄付を募っております。



ボランティア協会へ寄贈



旭丘特別老人ホームへ寄贈



はあとびあへ寄贈



さがみ湖柱寿苑へ寄贈

使用済切手等寄贈活動

皆様からの使用済切手は相模原ボランティア協会へ寄贈しています。寄贈した使用済切手類は分類整理後、収集家によって換金されます。換金した資金は、体の不自由な方、車いすの方の移送サービスをする車・ハンディキャブボランティア号の購入や維持管理等に利用されています。

◎使用済切手

切手はどんな切手でも結構です。(普通切手・記念切手等)
切手と消印(消印は途中で切らずに)の周りを1cmくらい残して、大きめに切り取ってください。
※切手の周りのギザギザや切手自体を切ってしまうと価値がなくなってしまいます。



タオル類寄贈活動

皆様からご協力いただきましたタオル類は相模原市内の介護老人福祉施設へ寄贈しています。タオル類は施設に入居している方が使用する他に、掃除用にも使用しています。タオル類は常に不足しているので、大変喜ばれています。

◎フェイスタオル

◎バスタオル

色・形は問いません。
手ぬぐい・おしぼりも可。



新会員紹介

令和6年8月～9月

法人名等	業種	代表者氏名	所在地	支部・地区等
行政書士法人えにし	行政書士	山本 直広	相模原市中央区上溝2168-3	上 溝
株式会社 川原ITソリューションズ	通信業	川原 諒介	相模原市緑区太井826-5	津 久 井
有限会社 栄建設	土木工事業	佐藤 栄一郎	相模原市緑区葉山島201	津 久 井

情報公開に同意された方のみ掲載しています。

会議室ご利用のご案内

法人会館の会議室を ご利用いただけます。

会員の方はもちろん、一般の方も会議や研修会等にご利用になれます。土日祝祭日のご利用も可能です。

※使用に際して、物品等の販売及び公序良俗に反した内容のご利用はできません。



- ◎当会の支部地区等の役員会・研修会……無料
- ◎会員会社でのご利用……………会員料金
……………一般料金

※予約状況の確認はHPにてご覧いただける他、お申込みも可能です。
右のQRコードをご利用ください。



本誌同封広告のご案内

「広報誌はやぶさ」に、 貴社の広告を同封いたします。

会員のみなさまに隔月でお届けしております「はやぶさ」に、貴社の広告と一緒に封入することができます。
どうぞご利用ください。

《発行内容》

部 数：3,300部

発行日：隔月(5・7・9・11・1・3月)

《封入広告》

寸 法：角2封筒に入る大きさ
(A4版、B4・A3版二つ折りまで可)

内 容：会員に配布するに相応しい内容であること
発行部数印刷、寸法に合うこと

料 金：33,000円(1回)

お申込み：封入希望発行月より1ヶ月前までにご連絡
ください。

読者
プレゼント

「はやぶさ太郎の見てある記」でご紹介した
小西畳店さんより畳の縁で作られた

オリジナル
カードケース1つを
5名様にプレゼント!!

※柄はお選びいただけません。

応募締切り／令和6年11月30日(土)

提供元:有限会社小西畳店

〒252-0135 神奈川県相模原市緑区大島2689-11 ●TEL:042-761-8242 ●営業時間:8:00~18:00(日曜定休)



今すぐハガキかFAXで!

右記の内容をご記入の上、相模原法人会事務局まで
Faxまたはハガキでお申込みください。

- ①希望商品名:「オリジナルカードケース」
- ②郵便番号 ③ご住所 ④法人名 ⑤お名前 ⑥電話番号
- ⑦「広報誌はやぶさ」に関するご意見、ご感想など

◎当選発表はプレゼントの発送をもって代えさせていただきます。 また、ご感想などをご紹介させていただく場合がございます

会議室のご利用・プレゼントのお申込み、
タオル等のご寄付、広告の同封、
本誌に関するお問合せやご感想は
こちらまでお寄せください。

公益社団法人
相模原法人会事務局

TEL.042-755-3027 FAX.042-753-3273
〒252-0236 相模原市中央区富士見6-13-16
<http://www.sagamiharahojinkai.or.jp>



青年部会員募集

Member recruitment

◎入会資格

相模原法人会正会員又は賛助会員の方で50歳以下の経営者、またはそれに準ずる方

お待ち
しています!



新しい仲間たち



ふりがな
氏名

- ①会社名
- ②業種
- ③支部・地区
- ④座右の銘
- ⑤ひとことPR



きくち ゆたか
菊池 豊

- ①株式会社StepUp
- ②仮設足場業・リフォーム業
- ③大野南支部
- ④なせばなる
- ⑤16歳から現在32歳、16年間建設業に携わってきました。独立したのは21歳の時です。右も左も分からずタダがむしやりにやってきました。現在も分からない事がいっぱいですがご指導のほどよろしくお願いいたします。



いちかわ けい
市川 圭

- ①株式会社MNS
- ②コンサルタント業(主に医療・介護分野)
- ③大野南支部
- ④一期一会
- ⑤医療介護系の上場企業関連会社において経営にも携わった経験を活かし、現在は独立したコンサルタントとして活動しています。最近、相模女子大学大学院でMBAを取得し、お客様と共に成長していく伴走型のコンサルティングを大切にしています。



むらかみ しん
村上 慎

- ①株式会社村春製作所
- ②製造業
- ③橋本支部
- ④何事にもチャレンジ
- ⑤金属板を加工して製品を製作しており、村春にしかできない製品づくりをスピーディーに提供しております。お客様がどんな製品を求めている、どこで使われる部品なのかをしっかりとヒアリングし、低コスト等を含めた提案をおこなっております。



ほりもと のぶあき
堀元 信剛

- ①石橋ホーム資材株式会社
- ②住宅資材販売・リフォーム業・不動産業
- ③橋本支部
- ④人間万事塞翁が馬
- ⑤緑区相原で建築資材販売・リフォーム業(ロッキー)を営んでおります。地域の皆様が安全で安心に暮らせるお手伝いをして半世紀以上、これからも頑張っていきますのでご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

女性部会入会のお誘い

女性部会では、いろいろな事業を通じながら異業種の方々との親交を深めて、良識ある女性の集う場でありたいと願っております。

また、「研修会」「絵手紙作成教室」「健康セミナー」等有意義な研修、楽しい事業をたくさん行っております。

一緒に活動して下さる方の入会をお待ちしております。

女性部会主催事業

- 研修会・健康セミナー・絵手紙作成教室
- 署長を囲む座談会・一泊研修会・日帰り研修会
- 税に関する絵はがきコンクール
- 介護施設福祉施設へ絵手紙発送
- 介護老人福祉施設へタオル寄贈
- 相模原ボランティア協会へ使用済み切手寄贈



日帰り研修会



ビジネススキルアップセミナー

入会資格／相模原法人会正会員または賛助会員の方で
女性経営者またはそれに準ずる方